

重要事項説明書

訪問介護サービス、予防専門型訪問サービス、生活支援型訪問サービスの提供開始にあたり、当事業者が説明すべき重要事項は次のとおりです。

1 事業者概要

事業者名称	合同会社O n サービス
主たる事務所の所在地	愛知県名古屋市中村区宿跡町3丁目8番地の3
電話番号	052-411-2010

2 ご利用事業所

ご利用事業所の名称	ケアサポートやまざき		
サービス区分	訪問介護	予防専門型訪問サービス	生活支援型訪問サービス
指定番号	2370504090	23A0500919	
代表者	山崎 義幸		
所在地	愛知県名古屋市中村区宿跡町3丁目8番地の3		
電話番号	052-411-2010		
通常の事業の実施地域	愛知県名古屋市全域		

3 事業の目的と運営の方針

サービス区分		事業の目的及び運営の方針
訪問介護	目的	ご利用者の心身の状態を適切に把握し、その状態に応じ自立した日常生活を過ごせるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を目的とします。
	方針	①ご利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止を目指し目標を設定し、計画的に行います。 ②自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図ります。 ③サービスの提供にあたっては、居宅介護支援事業所、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
予防専門型訪問サービス	目的	ご利用者の要支援状態の維持・改善を目指し、要介護状態になることを予防し、自立した日常生活を過ごせるよう、入浴、排せつ、食事の援助その他の生活全般にわたる支援サービスを通じ、ご利用者の心身機能の維持回復を図り、ご利用者の生活機能の維持向上を目的とします。
	方針	①ご利用者の要支援状態の軽減若しくは悪化の防止を目指し目標を設定し、計画的に行います。 ②サービスの提供にあたっては、介護予防支援事業所、関係市町

		村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。 ③自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図ります。 ④サービスの提供にあたり、ご利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することが目的であることを常に意識して行います。 ⑤ご利用者が、持っている能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めます。ご利用者が持っている能力を阻害する等の不適切なサービスの提供を行わないよう配慮いたします。 ⑥サービスの提供にあたり、ご利用者とのコミュニケーションに十分に努める等、ご利用者が主体的に事業に参加できるように努めます。
生活支援型訪問サービス	目的	ご利用者の要支援状態の維持・改善を目指し、要介護状態になることを予防し、自立した日常生活を過ごせるよう、生活支援サービスを通じ、ご利用者の心身機能の維持回復を図り、ご利用者の生活機能の維持向上を目的とします。
	方針	①ご利用者の要支援状態の軽減若しくは悪化の防止を目指し目標を設定し、計画的に行います。 ②サービスの提供にあたっては、介護予防支援事業所、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。 ③自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図ります。 ④サービスの提供にあたり、ご利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することが目的であることを常に意識して行います。 ⑤ご利用者が、持っている能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めます。ご利用者が持っている能力を阻害する等の不適切なサービスの提供を行わないよう配慮いたします。 ⑥サービスの提供にあたり、ご利用者とのコミュニケーションに十分に努める等、ご利用者が主体的に事業に参加できるように努めます。

4 ご利用事業所の職員体制

職種	員数	備考
管理者	1名（常勤）	サービス提供責任者を兼務

サービス提供責任者	1名以上	1名は管理者を兼務
訪問介護員	2.5名以上 (常勤換算)	

5 営業時間

営業日	月曜日から金曜日（ただし、国民の祝日及び12月29日から1月3日までを除く。）
営業時間	9：00～17：00

6 サービスの概要

区分	訪問介護		予防専門型訪問	生活支援型訪問
	身体介護	生活援助	サービス	サービス
サービス提供について	介護支援専門員（ケアマネジャー）が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に位置づけられた回数・時間によりサービスを提供します。		介護予防サービス計画(介護予防プラン)を基に、事業所がご利用者の目標等を勘案して、標準的に想定される提供回数や、1回当たりの提供時間を計画し、提供していきます。	
説明	訪問介護員が ①ご利用者の身体に直接接触して行う介助 ②ご利用者が日常生活を営むのに必要な機能の向上等のための介助や専門的な援助です。 ③①, ②に必要な準備及び後かたづけ	掃除、洗濯、調理などの日常生活の援助であり、利用者が単身のため、または家族が障害・疾病などのため、本人や家族が家事を行うことが困難な場合に行われるものをいいます。また、援助内容は、原則として直接ご利用者本人の援助に関わるものに限ります。	ご利用者が、家事等を行うことが困難な場合であって、家族や地域による支え合いや、他の福祉サービス等の代替サービスがご利用できない場合について、適切な計画の基で生活援助サービス等を提供いたします。 サービスは、いつまでも自立した生活を過ごせるよう生活の中で、ご利用者自身が出来ることを増やして行くことを援助してまいります。	
具体例	・起床介助 ・就寝介助 ・体位変換 ・移乗・移動介助 ・排泄介助 ・衣服の着脱 ・身体整容 ・入浴介助 ・身体の清拭	・部屋の清掃 ・整理整頓 ・ごみ出し ・洗濯、調理 ・ベッドメイク ・衣服の整理 ・被服の補修 ・買い物代行 ・薬の受け取り	基本的には、訪問介護サービスに準じます。 ただし ①ご利用者がご自身で出来ることは、可能な限り、ご自身で行っていただき、 ②いつまでも自立した生活を過ごせるようご利用者自身が出来ることを増やして行くことを目	

	・洗髪 ・食事介助 ・服薬介助 ・買い物代行 ・自立生活支援の 為の見守り的な援助 など	など	標とし、 ③代行的なサービスを行う場合 でも、出来るだけ、ご利用者が お持ちの力を生かす工夫をしな がら、サービスを提供いたしま す。
サービスの内容等によりサービスを提供できない場合がありますので、次頁の事例を参 照の上、介護支援専門員（ケアマネジャー）にご相談下さい。			

7 提供できないサービス

介護保険の給付対象にならない場合や、訪問介護員がサービスを行う事が適切で無いものにつきましては原則として事業所ではサービスの提供が出来ません。

事業者が提供できないサービスについては、民間サービス、市町村が実施する軽度生活援助事業・生活支援サービス、NPO、シルバー人材センター、有償ボランティアなどによるサービス等によりご利用できるものもありますので介護支援専門員（ケアマネジャー）等にご相談下さい。

8 緊急時の対応について

サービス提供中に、ご利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治の医師等の予め指定された緊急時連絡先（別紙）へ連絡し、必要な措置を講ずる。時間は9時から17時（営業時間内）とする。

9 介護事故発生の防止及び発生時の対応について

当事業所では、介護事故防止のための職員研修を行うなどにより、介護事故発生の防止に努めます。介護事故が発生した場合はご利用者の安全確保を最優先として行動します。また、市町村等関係部署およびご家族等に速やかに連絡し、医療機関への受診等が必要な場合には、迅速にその手続きを行います。

10 賠償責任

事業者はサービスの提供にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。ただし、事業者に故意過失がなかった場合や事業者の責任によらない場合は、この限りではありません。

11 サービス提供の記録・閲覧について

ご利用者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご利用者又はご家族よりご希望があった場合、閲覧することが出来ます。

1 2 訪問介護サービス費用

ご負担割合は、市町村から発行される「介護保険負担割合証」に記載されています。
なお、定率負担または利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。

介護保険の適用がない場合や介護保険での給付範囲を超えたサービス費は全額が自己負担となります。

① 基本単位、各種加算について

添付書類「サービス等一覧表（介護保険サービス）」をご確認ください。

② ご利用料の計算について

介護保険給付の対象分のご利用料は、国が定めた報酬単位に基づき、各月毎に1日から月末の利用回数（日数）で合計した総単位数と、国が定めた地域単価（名古屋市：1単位＝11.05円）により計算いたします。

1 3 交通費実費

ご利用者の居宅が、当該事業所の通常の事業実施地域以外にある時は、その実施地域を越えた地点から、片道1キロメートル当たり30円をいただきます。
（当該事業所の通常の事業実施地域は、名古屋市になります）

1 4 キャンセル料

当日	予定していたサービスの介護保険請求1日分の100%とします。 （ご利用者様の負担割合が1割の方でも、10割分の請求となります。）
前日	ご利用日の前日午後5時までにご連絡いただいた場合は、無料とします。

1 5 苦情申立窓口

ケアサポートやまざき ご利用者ご相談窓口	052-411-2010 （平日9時～17時）
名古屋市健康福祉局 高齢福祉部介護保険課 指導係（居宅班）	052-959-3087 （平日9時～17時）
愛知県国民健康保険 団体連合会	052-971-4165 （平日9時～17時）